

4 目標を達成するための施策及びアクション

(1) 施策の柱

前章までに述べたプランの目的(抵抗力の向上、回復力の向上) 減災目標及び生活支援目標を達成するために、以下の図に示すとおり、10の施策の柱をまとめました。

《施策の柱の組立て》



減災目標を達成するための施策の柱

1. 災害応急体制の強化
2. 地震に強い都市基盤の整備
3. 住宅・建築物の耐震化
4. 災害時医療体制の充実
5. 地域防災力の向上
6. 津波対策の推進

生活支援目標を達成するための施策の柱

7. 食糧・物資等の確保・供給
8. 避難生活者に対する支援
9. 企業防災の支援と帰宅困難者対策
10. 生活再建の支援と早期復旧・復興

(2) 施策の概要

前頁の施策の柱は、以下の表に示す 34 の施策から成り立っています。次頁以降にそれぞれの施策の概要をまとめました。

	施策の柱	施策名
減災目標を達成するための施策体系	《1》災害応急体制の強化 ～府の体制整備と広域連携の強化～	【1】大阪府の防災体制の整備 【2】情報の収集・伝達・発信体制の強化 【3】広域的な連携の強化 【4】二次災害の防止
	《2》地震に強い都市基盤の整備	【5】公共土木施設の耐震化 【6】緊急輸送機能の確保 【7】防災都市づくりの推進 【8】避難地・避難路の確保
	《3》住宅・建築物の耐震化	【9】住宅・建築物の耐震化の促進 【10】府有建築物の耐震化の推進
	《4》災害時医療体制の充実	【11】救出救助及び現地医療活動 【12】負傷者の搬送 【13】後方医療体制 【14】災害時医療を支える人材の育成、医療品等の確保
	《5》地域防災力の向上	【15】自助・共助意識の高揚 【16】消防団の活性化 【17】自主防災組織の充実 【18】消火施設の確保
	《6》津波対策の推進 ～津波の死者「ゼロ」を目指して～	【19】津波防御施設の整備 【20】水門・鉄扉（陸閘）等の迅速な閉鎖 【21】津波防災意識の啓発 【22】津波からの避難対策の推進
生活支援の目標施策を達成	《7》食糧・物資等の確保・供給	【23】食糧・物資等の確保 【24】食糧・物資等の輸送体制の確立
	《8》避難生活者に対する支援	【25】避難生活の安全確保と健康管理 【26】災害時要援護者に対する支援 【27】防災ボランティアとの連携 【28】被災地域の生活環境の維持 【29】社会秩序の維持
	《9》企業防災の支援と帰宅困難者対策	【30】企業における防災活動への支援 【31】帰宅困難者対策の推進 【32】危険物貯蔵施設等の防災対策の促進
	《10》生活再建の支援と早期の復旧・復興	【33】被災者の生活再建 【34】まちの復旧・復興

災害応急体制の強化

～府の体制整備と広域連携の強化～

【施策 1】大阪府の防災体制の整備

- 大規模な地震被害が発生した場合、府は府域の災害応急対策の中心的な役割を担います。
- 迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、府職員の参集体制を確保し、実践的な訓練を通じて対応力の向上を図るとともに、防災情報センターの整備・拡充を検討します。
- また、府民の生活及び経済への影響を最小限に止めるため、地震災害時においても、府が実施する業務を継続して実施できるよう、大阪府庁業務継続計画（BCP；Business Continuity Plan）を策定します。

【施策 2】情報の収集・伝達・発信体制の強化

- 災害応急対策を適切に実施するためには、災害情報を迅速かつ的確に収集・発信できる体制を確立しておく必要があります。
- 情報の収集・伝達に係るネットワークの充実・強化を図るとともに、被災者に対する的確な情報を提供できる体制整備を進めます。

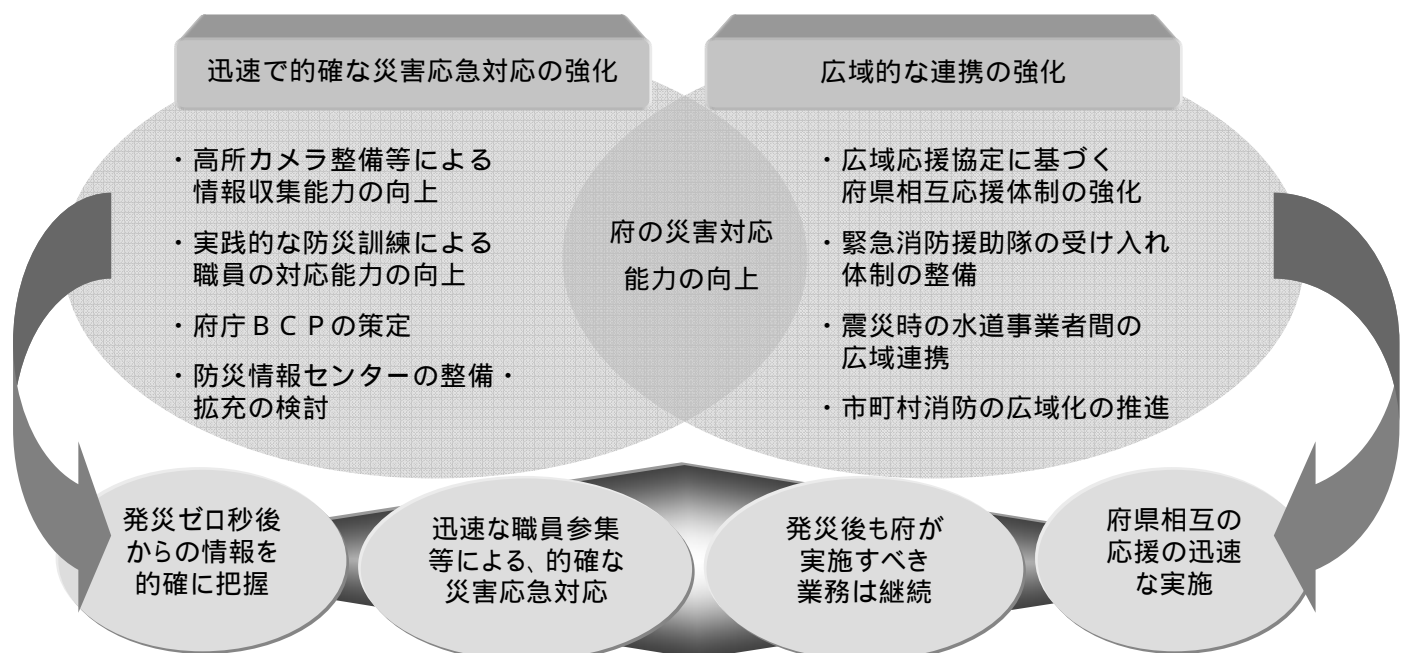
【施策 3】広域的な連携の強化

- 上町断層帯地震等の大規模地震が発生すると、府内の防災関係機関のみであらゆる災害応急対策を確実に実施することが困難な場合もあります。
- 大規模地震発生時に都道府県相互の広域応援が迅速に行われるよう、平時から都道府県間の連携を強化するとともに、広域応援の受入体制を整備します。

【施策 4】二次災害の防止

- 地震により被災した建築物や宅地では、倒壊や斜面崩壊等の二次災害が発生し、被害をさらに拡大させる恐れがあります。
- このため、このような建築物や宅地の危険度を速やかに判定できる体制の整備を進めます。

広域的かつ総合的な防災体制を整備し、府民の生命と財産を守ります



地震に強い都市基盤の整備

【施策 5】公共土木施設の耐震化

- 道路や鉄道、上下水道等の公共土木施設が被害を受けると、まちの機能が麻痺するとともに、発災直後の救命活動や消火活動、被災者等の生活維持に大きな障害となります。
- 地震による公共土木施設の被害を最小限に抑え、府民の生活・経済活動の維持を図るため、公共土木施設の耐震化を進めます。

【施策 6】緊急輸送機能の確保

- 救命・救助活動、消火活動等に必要な物資や人員等の緊急輸送に備え、広域緊急交通路の耐震化や水上輸送のための耐震強化岸壁の整備などを進めます。
- また、地震発生後、速やかに緊急輸送が可能となるよう、道路啓開体制を充実するとともに、円滑な交通確保のための交通管制施設の整備や河川を活用した水上輸送基地の整備など、緊急輸送機能の確保に努めます。

【施策 7】防災都市づくりの推進

- 地震の被害を減らすためには、都市全体を災害に強くすることが必要です。
- 安全な都市の骨格づくりや安心して暮らせる生活圏の形成のための都市基盤施設等の整備を推進するとともに、都市計画法や建築基準法等に基づき、建築物の不燃化を推進し、地震に強い都市づくりを進めます。

【施策 8】避難地・避難路の確保

- 地震発生後に火災や危険物の漏洩、拡散等が発生し、府民の生命に危険が迫った場合には、安全な場所に速やかに避難することが必要です。
- このため、避難地となる府営公園等の整備を行うとともに、迅速かつ安全に避難地等へ移動できる避難路の整備を進めます。

公共土木施設の耐震化等により地震に強いまちづくりを進めます

都市の現状
問題点

都市基盤施設（道路や公園等）が不十分な市街地が高密度に連担
古い木造密集市街地が多数存在

- ・倒壊建築物等により道路が閉塞、救助・消火に支障
- ・大規模な延焼に発展する危険性大

公共土木施設の耐震化
建築物の規制誘導の促進、延焼遮断帯の整備
密集市街地の改善、消防活動困難区域の解消、不燃領域率の向上
地震による斜面崩壊の防止（急傾斜地崩壊危険箇所等の整備）
防災公園の整備等による防災空間の拡大、避難路の整備

府民生活・経済活動の維持

緊急輸送機能の確保に
よる迅速な被災地支援

住宅・建築物の耐震化

【施策 9】住宅・建築物の耐震化の促進

- 地震による死傷者の多くは住宅等の倒壊によるものです。また、倒壊家屋が道路の閉塞やライフラインの途絶をもたらす恐れもあり、住宅・建築物の耐震化は被害の軽減を図る上で最も重要です。
- 「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」に基づき、耐震化の普及啓発や耐震診断、耐震改修に対する技術的・経済的な支援などを実施し、住宅等の耐震化を促進します。
- また、子どもたちが安全かつ安心して学校生活を過ごせるように、小・中学校等の耐震化の促進に努めます。

【施策 10】府有建築物の耐震化の推進

- 府有建築物は、多くの府民が利用するとともに、災害時に重要な役割を果たす建築物が少なくありません。
- 昭和 56 年以前の旧耐震基準により建設された府有建築物のうち、現行の耐震基準と同等の耐震性能を有していない建築物については、「府有建築物耐震化実施方針」に基づき、計画的に耐震化を進めます。

「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」 に基づき、耐震化に着実に取組みます

耐震化の 阻害要因

危険の
認識不足

耐震化の
情報不足

費用負担
の大きさ

住民・建築物所有者が自主的に耐震化に取り組むことが基本

府・市町村は、その取組みを支援し、阻害要因を解消・軽減する施策を展開

危険を知る仕組みづくり

- ・講習会（建築物所有者向け・府民向け）、耐震化キャンペーンの開催（啓発 DVD、パンフ等の有効活用）

安心できる仕組みづくり

- ・相談しやすい窓口の整備（地域相談会の開催、メール相談等）
- ・住宅リフォームマイスター制度
- ・信頼できる工法・手法の普及

経済的な負担を軽減する仕組みづくり

- ・耐震診断補助の促進
- ・耐震改修補助の促進
- ・リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- ・経済的な耐震改修等方法の促進

【耐震“草の根”PR事業】

幅広く、きめ細かな啓発で耐震診断・改修を促進
建築士等の専門家をアドバイザーとして派遣

所有者負担 5 千円の耐震診断
耐震改修費用の助成

地域特性に着目した施策の展開

密集市街地における耐震改修の誘導
ブロック塀やエレベーター等の安全対策

地震時の道路閉塞の改善
家具の転倒防止、防災ベッドの活用

府有建築物の耐震化の取組み

『府有建築物耐震化実施方針』に基づき、耐震化を推進

災害時医療体制の充実

【施策 1 1】救出救助及び現地医療活動体制の整備

- 地震に伴う建物被害等により、自力での脱出が困難な人や負傷者が多く発生します。
- 地震発生後、迅速に救出救助及び現地医療活動を展開できるよう体制づくりを進めます。

【施策 1 2】負傷者の搬送体制の整備

- 地震の被災箇所における現地医療活動と併せて、負傷者を適切に医療機関へ搬送できるよう、体制の充実を図ります。

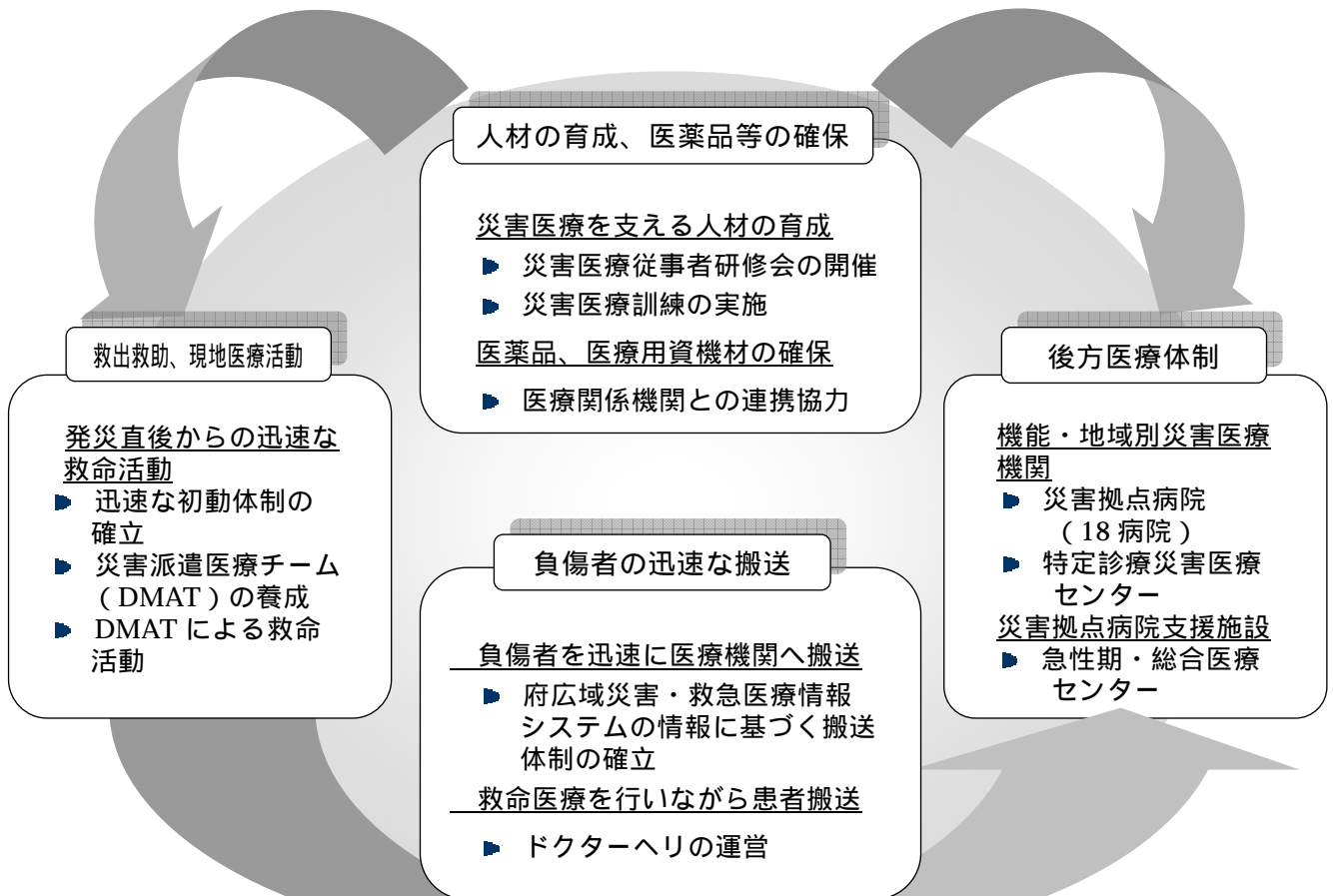
【施策 1 3】後方医療体制の整備

- 地震発生時には、重篤な状態の人も含め、広範囲で同時に多数の負傷者が発生することが想定されます。
- 迅速かつ適切に必要な災害時医療活動を実施できるよう、医療機器の整備や災害時医療体制の確立を図ります。

【施策 1 4】災害時医療を支える人材の育成、医療品等の確保

- 負傷者に対し迅速に救命救助活動を展開し、適切に医療機関へ搬送、処置するために、それに携わる人材の育成と、処置に必要な医薬品及び医療用資機材の確保に努めます。

全ての医療機関が救命治療を最優先とした活動を実施します



地域防災力の向上

【施策15】 自助・共助意識の高揚

- 地震の被害を最小限に抑えるためには、府民一人ひとりが災害を自らのリスクとして認識し、災害に備えることが重要です。
- 府民の防災意識を高め、地域防災力の向上を図るため、市町村と協力して啓発活動を推進します。
- また、地域防災力を次の世代へとつなげていくため、学校での防災教育を推進します。

【施策16】 消防団の活性化

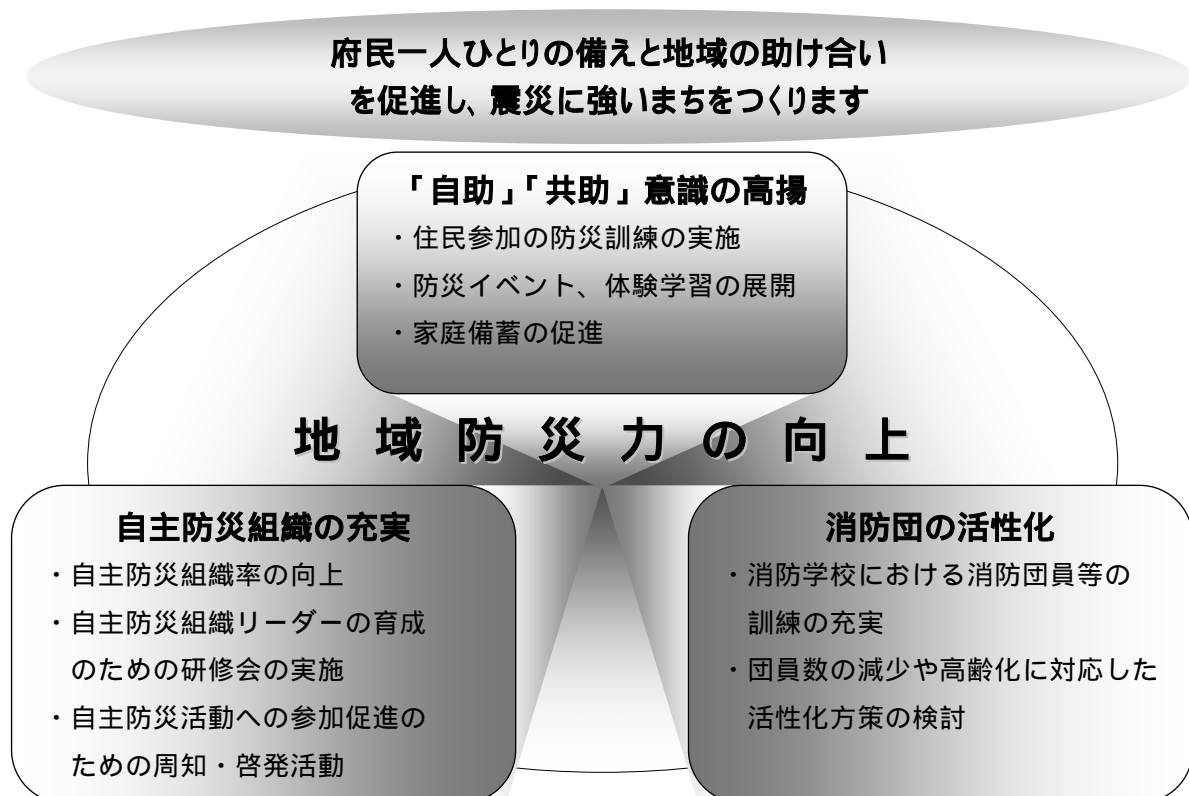
- 消防団は、地震発生直後における人命救助や消火活動、避難誘導といった、地域における消防・防災の中心的な役割を担っていることから、「自分たちのまちは自ら守る」という精神に支えられた消防団員の教育訓練の充実を図ります。

【施策17】 自主防災組織の充実

- 自主防災組織は、消防団とともに、地震発生直後における地域における消防・防災の役割が期待されることから、自主防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、防災リーダーの育成とそのネットワーク化を推進します。

【施策18】 消火施設の確保

- 地震発生時には、同時多発的な火災の発生が懸念される一方、水道施設の被害等により消火活動が困難になり、大規模な延焼に発展する恐れがあります。
- 地震発生時に効果的な消火活動を実施できるよう、消防水利の確保や消防用施設の整備等による消火施設の確保を図ります。



津波対策の推進

～津波の死者「ゼロ」を目指して～

【施策 1 9】津波防御施設の整備

- 東南海・南海地震が発生すると、大阪湾沿岸には、最大で高さ3メートルの津波が来襲すると想定されます。
- 津波による住宅地等の浸水を防止するため、防潮施設や海岸保全施設の整備と耐震化を進めます。

【施策 2 0】水門・鉄扉（陸閘）等の迅速な閉鎖

- 津波による住宅地等の浸水を防止するため、津波防御施設の整備と併せ、水門・鉄扉（陸閘）等の遠隔監視や遠隔操作といった機能の高度化を図るとともに、操作要員の速やかな参集・操作を確実なものとするなど、閉鎖体制の整備を進めます。

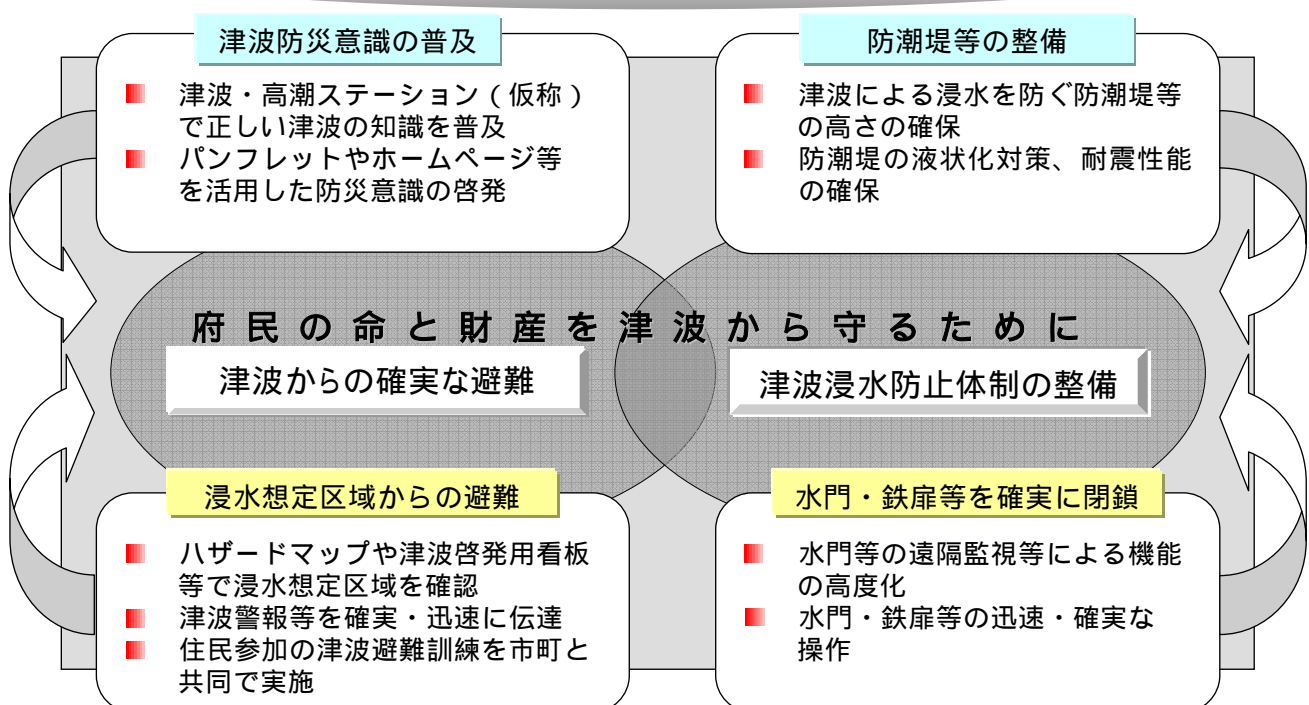
【施策 2 1】津波防災意識の啓発

- 津波の被害を「ゼロ」に抑えるためには、防潮堤や水門・鉄扉等による防御と併せ、津波による浸水が予想される地域では、安全な場所へ確実に避難する必要があります。
- このため、府民一人ひとりが津波の危険を理解し、津波災害に備えてもらうため、啓発活動を進めます。

【施策 2 2】津波からの避難対策の推進

- 津波到達までの限られた時間内に確実に避難が行われるよう、的確な情報伝達体制の整備や津波避難訓練の実施等を進めます。

東南海・南海地震の津波から命と財産を守ります



食糧・物資等の確保・供給

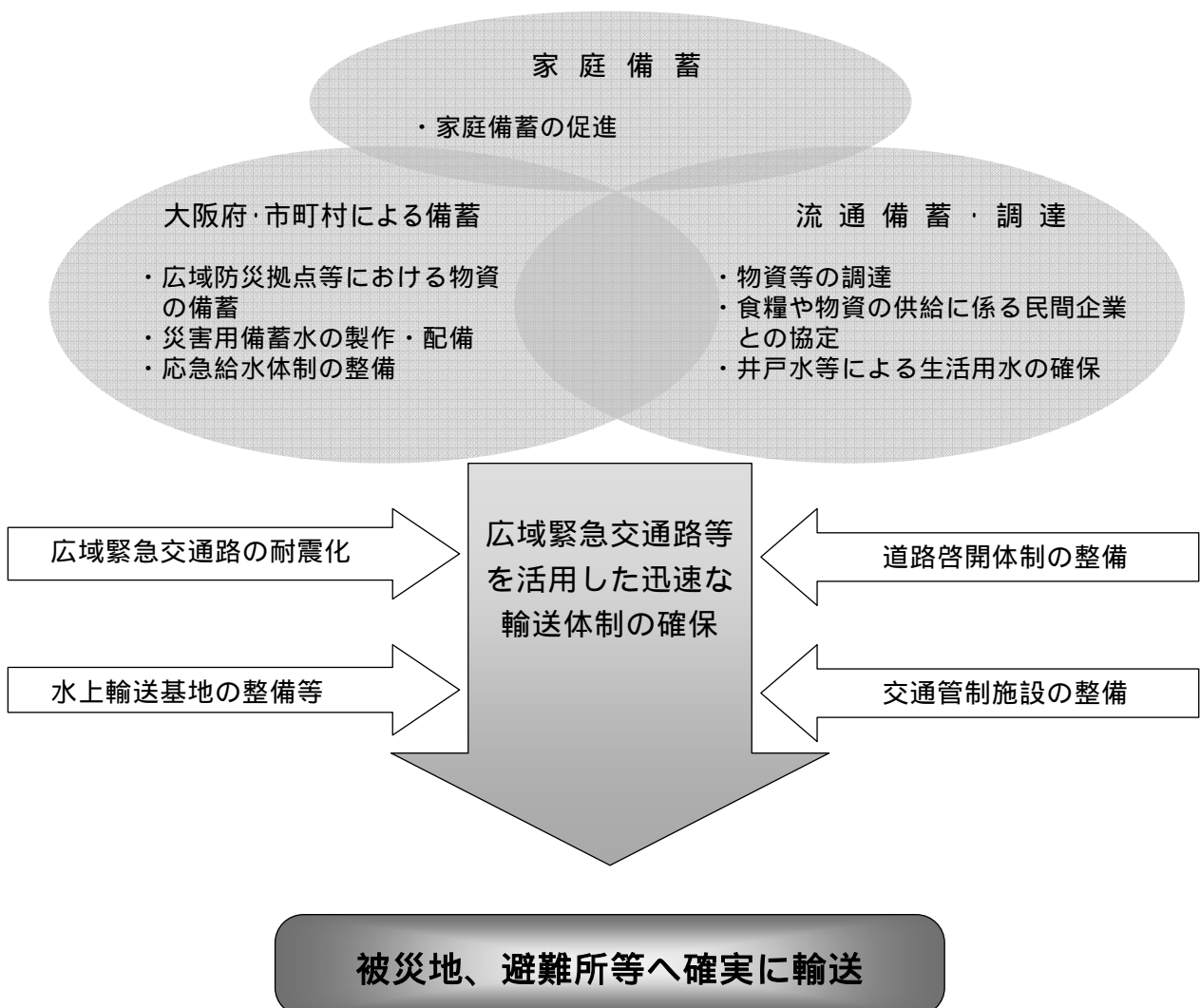
【施策 2 3】食糧・物資等の確保

- 地震発生時には、ライフラインや交通の途絶等により、食糧や水、生活物資等が通常どおり供給されなくなることがあります。
- 家庭や事業所等による備蓄を促進するとともに、被災後必要となる物資を円滑、速やかに提供できるよう、市町村や関係機関と連携した物資の備蓄・調達・配送システムを確立します。

【施策 2 4】食糧・物資等の輸送体制の確立

- 地震発生時に必要となる物資や人員等の緊急輸送に対応するため、広域緊急交通路の整備や効率的なネットワークの確立、耐震強化岸壁の整備、河川を活用した水上輸送基地の整備など、陸上や水上における緊急輸送機能を確保します。
- また、訓練を通して初動期の道路啓開体制の充実を図ります。

食糧や生活必需物資の確保に努め、速やかに被災者へ届けます。



避難生活者に対する支援

【施策 2 5】避難生活の安全確保と健康管理

- 地震による住宅の被害等により避難所生活を余儀なくされる人が多数発生し、また被災者の中には、災害発生時の恐怖や避難所での厳しい生活等から、こころとからだの健康を害する人もいます。
- 避難所での生活が安全で安心なものとなるよう支援体制を整備するとともに、避難所生活者や在宅被災者等に対する巡回健康相談や訪問指導、こころの健康診断を実施し、被災者のこころとからだの健康管理に努めます。

【施策 2 6】災害時要援護者 に対する支援

- 地震発生時に、市町村において、自主防災組織や福祉関係者等と連携し、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の安否を速やかに確認するとともに、安全な避難と避難所生活を支援できる体制を確保できるよう市町村への支援に努めます。

災害時要援護者

災害が発生した場合に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が挙げられる。

【施策 2 7】防災ボランティアとの連携

- 防災ボランティアは、被災者の支援などの災害対策を展開する上で欠かせない存在です。
- 災害時に備えたボランティア受入体制を整備するとともに、ボランティアコーディネーター等の養成と防災ボランティア団体との連携を強化し、災害時のボランティア活動を支援します。
- また、日本の生活環境に不慣れな外国人住民に対して、多言語での災害情報等の提供や避難生活等を支援するための体制の確保に努めます。

【施策 2 8】被災地域の生活環境の維持

- 地震発生後は、ライフラインの途絶等により都市の衛生機能が低下するとともに、多くの死者が発生することが想定されます。
- 感染症等の蔓延防止や食品衛生の確保が図られるよう、また、遺体の適切な処置がなされるよう、必要な体制の整備等を図ります。
- 地震に伴う倒壊建築物等の大量発生により、一度に膨大な量の災害廃棄物の発生が想定されます。また、その中には有害な物質が含まれていることもあります。
- これらの廃棄物を適正に処理するため、処理計画の策定等の体制整備を進め、解体や瓦礫・残骸物処理を確実に進めます。
- また、仮設住宅の建設及び管理などの体制の整備を図り、被災者の居住の確保に努めます。

【施策 2 9】社会秩序の維持

- 大規模地震は、都市機能を麻痺させるとともに、社会を大きく混乱させます。
- 地震発生後に、被災者が安心して暮らすことができる安全な社会を維持できるよう、関係機関との密接な連携のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施するなど、被災地における社会秩序の維持に努めます。

市町村等とともに避難生活者へのきめ細かな支援を実施します

市町村における避難所運営体制整備の促進

- ・発災後速やかに避難所を開設
- ・地域住民主体による避難所の運営
- ・多様なニーズに応じた被災者の支援

被災者の避難生活での健康管理

- ・巡回健康相談、健康診断等の実施
- ・こころの健康相談の実施
- ・災害時要援護者、女性等に配慮した物資の支給

市町村における災害時要援護者支援体制の整備促進

- ・迅速な安否確認と避難誘導
- ・要援護者に配慮した避難生活の支援
- ・社会福祉施設の福祉避難所としての活用

防災ボランティアの養成・連携

- ・防災ボランティアリーダーの養成
- ・ボランティア団体・NPOとの連携
- ・外国人サポーターによる在日外国人の支援

生活環境の維持

- ・防疫活動・食品衛生監視活動の実施
- ・災害廃棄物、生活ごみの適正処理
- ・仮設住宅の建設による被災者の住宅確保

社会秩序の維持

- ・地域安全活動の推進

避難生活における安全な環境を確保

企業防災の支援と帰宅困難者対策

【施策30】企業における防災活動への支援

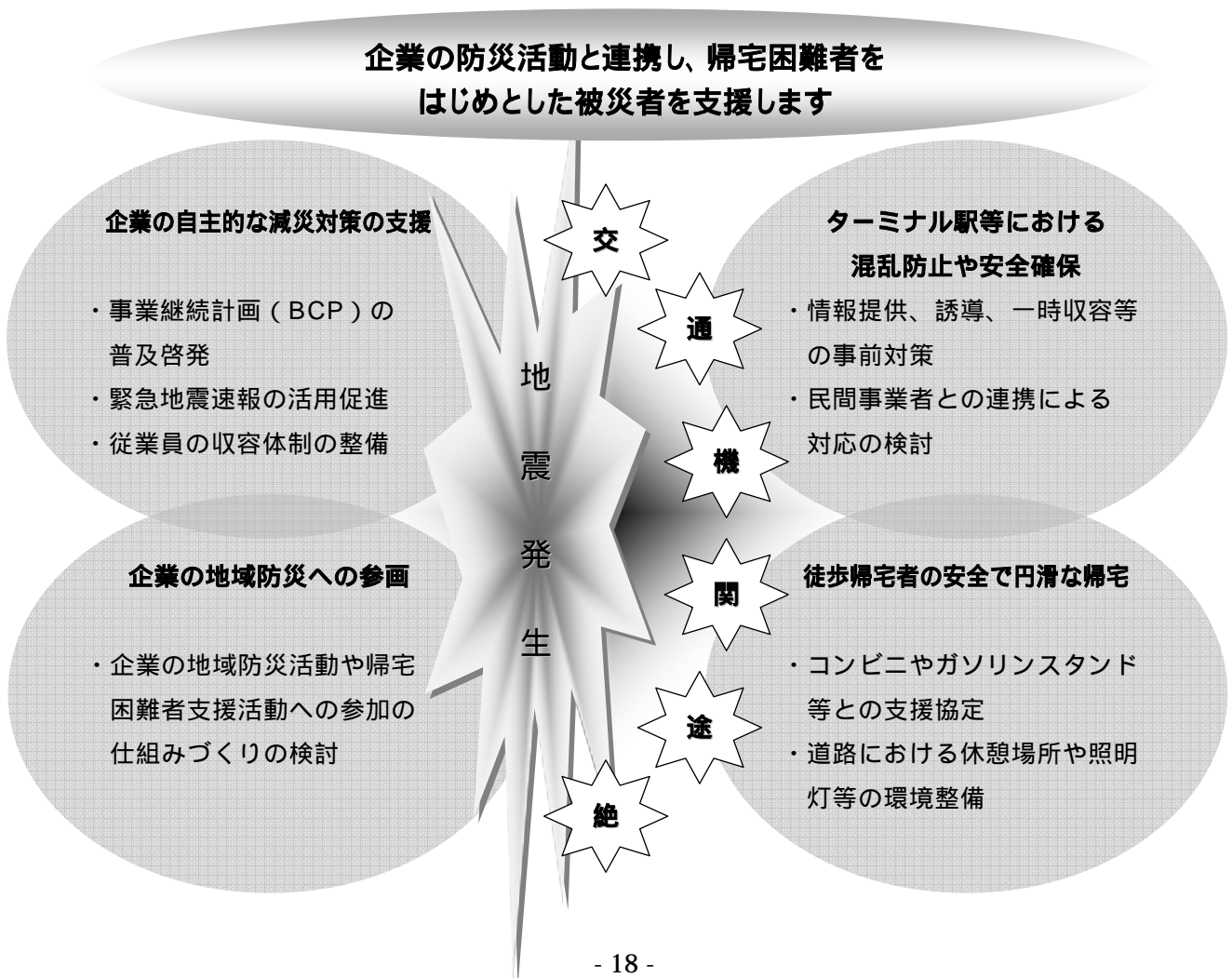
- 企業には、災害時における従業員の安全確保や、被災による資産の喪失、生産能力の低下を抑えるための自主防災の取組に加えて、地域住民の一員として防災活動に参画するなど、地域貢献の役割も期待されています。
- このため、企業防災力の充実・強化が図られるよう、事業継続計画（BCP）の策定を促進するなど、企業における自主防災・地域防災活動を支援します。

【施策31】帰宅困難者対策の推進

- 地震発生後は公共交通機関が途絶し、勤務先や学校等の外出先からの帰宅が困難になる人が多数発生します。
- これに対処するため、民間事業者等と連携し、徒歩で帰宅する人の安全で円滑な帰宅を支援するとともに、ターミナル駅等における混乱防止など、帰宅困難者の安全性の向上に努めます。

【施策32】危険物貯蔵施設等の防災対策の促進

- 地震により被災した危険物の保管場所、石油コンビナート等では、施設・設備の損傷が被害をさらに拡大させる恐れがあります。このため、施設管理者による防災対策・保安対策の強化に努めます。



生活再建の支援と早期の復旧・復興

【施策33】被災者の生活再建

- 被災者が一日も早く安定した生活に戻れるように支援していくことが、復旧・復興の第一歩となります。
- 地震により生活基盤に著しい被害を受けた被災者の住宅の確保や雇用の維持・確保を図り、自立した生活を開始できるよう、被災者や中小企業の再建を支援します。

【施策34】まちの復旧・復興

- 地震の被害からまちと府民の暮らし全体を再建するためには、社会基盤の整備が不可欠となります。
- そのため、一日も早く被災した公共土木施設や公共建築物、農業施設等を復旧するとともに、被災後早期にまちの復興ができるよう、事前の対策を講じます。

